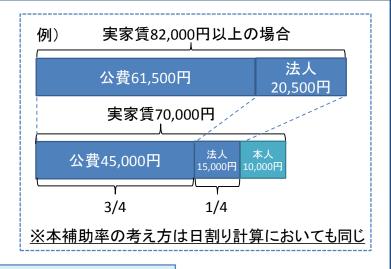
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、 保育士が働きやすい環境を整備するため、 保育士の宿舎を借り上げるための費用 の一部を支援する。



- 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助1人(1戸)当たり月額82,000円(予定)を上限額とし、3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。
- 法人による借り上げが対象であり、法人所有の物件は対象外
- ■費用の対象は、家賃・管理費・共益費 (敷金、礼金、手数料等は対象外)

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業(C型除く)、事業所内保育事業、認定こども園、 認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象
- 施設長を除く、常勤(正規雇用)の保育士、看護師(准看護師、保健師)、教諭(小学校、幼稚園、養護教諭)※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外
- 対象者は世帯主又は準ずる者(世帯総収入の50%超)であること、住宅手 当等を受けていないことが条件
- 法人に採用された日から8年以内 ただし、令和2年度に事業対象だった方で引き続き令和4年度も事業対象 となる場合には10年以内、令和3年度に事業対象だった方で引き続き令和 4年度も事業対象となる場合には9年以内

【実施期間と手続き】

■ 令和4年4月1日~令和5年3月31日

(翌年度以降の実施については国の 本事業の実施状況により検討)

- 申請に必要な書類
 - 申請書
 - 賃貸契約書の写し
 - 本人負担額確認書
 - 雇用契約書の写し
 - 資格証明書の写し
 - ・住民票の写し(令和4年度発行のもの)
 - ・ 給与明細の写し
 - ・法人が家賃を振り込んだことを証する書類 など
- 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期ごとに作成)は年1回提出

年間スケジュール

実施期間:4月1日~3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1 月	2月	3月	4月	5月
施設·法人	前年度 前年度	実績報告書提出		第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	•審査 •補助金 (5月ま	交付で)		•審査 •補助会	交 付 (8	3月以降版	+	会交付 (1	11月以降	+	金交付 (2	2月以降	·審査 ·補助。 (5月ま	金交付で)

- ※第1四半期~第4四半期の申請は、それぞれ各月7日までに申請
- ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

補助金請求事務の流れ

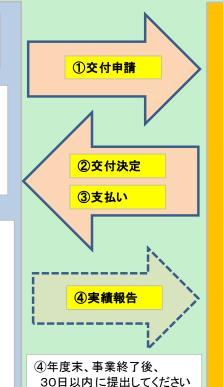
実施事業者

①四半期終了ごとにそれぞれ翌月7日を 目途に提出してください

- ・ 4~ 6月 7/ 7(木)まで
- ・ 7~ 9月 10/ 7(金)まで
- ・10~12月 1/10(火)まで
- 1~3月 4/7(金)まで

≪①の申請に必要な書類≫

- ◆第1、2号様式
- □不動産賃貸借契約書の写し(全員)
- □本人負担額確認書(該当者のみ)
- 口雇用契約書の写し(全員)
- □住民票の写し(複写可)(全員)
- 口資格証明証の写し(全員)
- ◆法人が家賃を振り込んだことを証する書類の写し
- ◆給与明細の写し 等
- ※第2四半期以降について、第1四半期からの継続 者分については、一部書類の省略ができます。
- (変更がなければ◆の書類のみで可能)



川崎市

- ②交付申請受領後、内容を審査し、 交付決定を行います
- ③交付決定後、速やかに支払処理を行 います

4年度末、事業終了後、 30日以内に提出してください

(四半期の合計金額で作成)

≪申請書の申請日付について≫

申請日付は四半期終了後7日以内となりますが、次のとおり記載願います。

- ●4~6月分
- (第1四半期)

(四半期の合計金額で作成)

- **7月1日付** 7~9月分(第2四半期)
- 10月1日付 3月31日付

- ●10~12月分
- (第3四半期)
- ●1~3月分(第4四半期)